

会 議 録

| | |
|--------------|--|
| 会議の名称 | 令和5年度 第2回小川町水道審議会 |
| 開催日時 | 令和5年8月30日(水) 午後2時00分 ~ 3時20分 |
| 開催場所 | リリックおがわ 会議室5 |
| 出席者 | 【出席委員】(9名)【上下水道課】(6名) |
| 会議の内容 | 水道料金改定について |
| 会議の公開又は非公開の別 | 公開 |
| 傍聴人の数 | 0名 |
| 会議資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・総括原価に基づいた料金算定結果 ・水道料金改定比較表 |
| 会議録の作成方針 | <input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録 |
| 事務局 | 上下水道課 水道グループ |
| 会議の内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 進行：大嶋主幹 2 会長あいさつ 松岡会長 3 議事（水道料金改定について） <ul style="list-style-type: none"> ・資料内容説明…大嶋主幹 ・質疑応答・採択…別紙のとおり 4 その他 5 閉会 大嶋主幹 |

【議事】

水道料金改定について

事務局

- ・水道料金改定について事務局より資料に基づき説明

【質疑応答】

松岡会長

(質問) 現状の水道料金の家事用と営業用等のそれ以外の使用件数、使用水量、料金合計額の割合を教えてください。

(回答 事務局 大嶋主幹) 現状の小川町では、水道の契約件数でいうと家事用が9割、それ以外が1割、使用水量は家事用が8割、それ以外が2割、料金に関しては家事用が7割、それ以外が3割となっている。

(質問) なぜそんなに割合が変わるのか。

(回答 事務局 山口主査) 用途ごとの単価が違うことが影響している。

松岡会長

(質問) 事務局としては、説明で提示した4パターンの中でどれを推奨しているか。

(回答 事務局 大嶋主幹) 高齢者単身世帯、子育て世帯、大口事業者への影響を考慮し、基本水量を維持したパターン3を推奨したい。

松岡会長

(質問) 一般家庭にやさしい料金設定をしているが、今回の改定において改定率の高い事業者に対して、説明できる自信はあるか。

(回答 事務局 田端課長) こちらに関しては説明する必要があると考えている。今回のパターン3、パターン4を見ると分かるように、口径13mmの高齢者世帯(あまり水量を使わない世帯)を例にすると、パターン4の基本水量を廃止した場合は料金がかかり上がることになる。理由として現在までは基本水量内で済んでいたものが、基本水量を廃止にしたことにより1m³から料金がかかり、10m³使用した場合は基本料金に加えて、更に10m³分の料金の450円が加算されることになる。

パターン3の基本水量を維持した場合は高齢者世帯(あまり水量を使わない世帯)にやさしい料金設定になると思われる。しかし、このパターン3の高齢者世帯(あまり水量を使わない世帯)に配慮したことにより、この層からの収入割合が減少する。今回はこれをどのように考えるかである。

事務局としては高齢者単身世帯(あまり水量を使わない世帯)や子育て世帯に配慮したパターン3を推奨したい。

小川町の中でも基本料金内で済んでいる家庭は多い。

高齢者世帯(あまり水を使わない世帯)に配慮した分、どこかの層で補う必要がある。今回は大きなメーターを設定している方や水量を多く使う方から負担して頂くことになってしまう。

松岡会長

(質問) 一般家庭1か月分の事例を見て、率を少し変えること、例えば21%にすることで料金が変わってくることでよろしいか。また、一般家庭の契約件数は9割を占めていることから、この数値を少し動かすことで、大きく収入割合が変わると理解してよろしいか。

(回答 事務局 田端課長) その通り。口径13mmの基本料金1,280円を1,300円等に変更すると全体的にかなりの影響が出てくると思われる。

梶ヶ谷委員

(質問) 一般家庭に比べ事業者側の改定率が高いと思われる。改定後の収入割合として、一般家庭と事業者側の割合はどのようになるのか。今回の改定で事業者側の負担増になっていないのか。

(回答 事務局 大嶋主幹) 次回の審議会にて回答いたします。

松岡会長

(質問) 資料の中で今後5年間の供給単価を177円程度と見込んでいる。

資料の一般家庭1か月分の事例1パターン3だと供給単価は128円/m³になり、かなり安価になると思われる。家事用の件数が多く、料金上昇率を抑えると影響が大きいということはその分、営業用等の負担が大きくなるということなのか。

(回答 事務局 田端課長) 今後5年間の供給単価は177円/m³程度を予想している。しかしながら、基本水量内の方から供給単価177円/m³の基本水量10m³分の1,770円を負担して頂くようになると、かなりの値上げ幅になってしまうことになる。営業用等の負担に関してはその通りで、給水能力、使用水量に応じた料金となる。

江原委員

(質問) 家事用の口径13mmと口径20mmの件数を教えていただきたい。また、口径25mmの家事用もあるのか。

(回答 事務局 梅澤主席主査) 手元の資料では家事用の年間調定件数75,675件の内、口径13mmが44,726件、口径20mmが30,534件、口径25mmが385件となっており、それ以外は非常に少ない件数となっている。ほとんどが口径13mmと口径20mmとなっている。口径50mm以上の家事用はない。

松岡会長

(質問) 口径13mm、口径20mm等の太さはどのように決まるものか。

(回答 事務局 田端課長) 水道のメーターの口径を示すもの。要は水道管の太さを示しており、宅内の水栓数に応じて水道管の大きさが決まることになっている。

梶ヶ谷委員

(質問) 水道料金を抑えるために、仮に口径20mmを利用していたものを、口径13mmに変更することが可能なのか。(口径を小さくすることはできないか)

(回答 山口主査) 現状の水栓数に応じてメーターの口径が決まるため、建物の給水箇所の数等が変わらないと口径の変更は出来ないことになっている。

(回答 事務局 田端課長) 本管から取り出しする配管より、宅内の配管の口径が太くなるといった先太配管は認めていない。

水道管の太さに応じ能力は変わってくる。口径が太くなるに連れて、水量不足の心配が少なくなり、給水能力は上がるため、料金が上がるというのは理にかなっている。今回の料金改定した際、どのくらいの値上げになるか知りたいと思う方もいると思うので、その際は説明して行きたい。

松岡会長

(質問) 各家庭(業者)が給水管(メーター)の口径を確認するにはどうすればいいのか。

(回答 事務局 田端課長) 各家庭(業者)の給水管(メーター)の口径は毎月お知らせしている検針票に記載してある。

早川委員

(質問) 下水道料金も値上げするといったことはないのか。

(回答 事務局 田端課長) 今回は水道料金の改定を検討して頂いている。下水道料金の改定も今後想定されるが、今回は水道料金の改定の検討をお願いしたい。

下水道使用料は水道料金とは別のため、値上げすることがあれば、下水道審議会などを開き、審議することになる。

矢萩委員

(質問) 資料 16 ページの固定費の配分率について 40%と 60%にした理由を再度、説明をお願いしたい。また、小川町の特色・状況として家事用の利用が多いと言う理解でよろしいのか。

(回答 事務局 田端課長) 小川町の特色として家事用の契約が 9 割を占めているこ

とから、一般家庭の利用者が多いことが特色と思われる。

(回答 事務局 大嶋主幹) 固定費の配分率については、近年の小川町の基本料金と従量料金の金額割合に近い配分方法になりように、今回の配分率を採用している。

松岡会長

(質問) 今の小川町の状況が特殊なのか、他の市町村の状況と比較するとどうなるのか。

(回答 事務局 大嶋主幹) 小川町は現在用途別の料金設定をしている。他市町村は口径別を採用している自治体が多い。今回、事務局で推奨しているパターン3と他自治体を比較してみると大きな差はないと思われる。近隣自治体等でも、一般家庭に対し安価な料金設定を行い、大口の事業者に対し高めの料金設定を行っている。

(回答 事務局 田端課長) 現在、用途別を採用しているため、他の市町村と比べると、小川町は大口径の使用者に対して金額設定がやさしいという傾向にある。メーターの口径ごとにメーター使用料の差はあるが、大口径でも小口径でも用途が同じであれば基本料金にほとんど差はない。口径別にすることは、給水能力に応じて料金が高くなる設定になる。

早川委員

(質問) 料金のことではないが、災害が多くなってきている中、小川町は災害のことを考え、給水車の準備はしているのか。

(回答 事務局 田端課長) 浄水場にてトラックに積める給水タンクを常備しております。

災害が広範囲になれば、他市町村等から支援の必要はあると考えている。

松岡会長

(質問) 青山浄水場の更新を検討するうえで、県水の供給単価は安価と聞いている。県水の増量を考えてみてはどうだろうか。

(回答 事務局 大嶋主幹) 県(企業局)に対し増量の要望を出している。市町村ごとに取水できる量が決まっているため現在、交渉中である。

(回答 事務局 田端課長) 青山浄水場の更新工事を検討するうえで、県水の増量は料金設定に大きな影響が出ると思われる。県水の供給単価のみで安価と判断することは出来ない。小川町としては、施設や配水管等の維持管理を含めて供給単価を設定する必要がある。

松岡会長

(質問) 浄水場の更新工事費は今回の料金改定に考慮されているか。

(回答 事務局 田端課長) 浄水場の更新工事は今回の料金設定に考慮されていない。浄水場の耐震結果が悪いため、浄水場の更新もしなくてはならない。今後、浄水場の更新工事を含めた料金改定が必要になってくると考えている。改修はどこかの段階で実施する必要があるが、現在、県水の受水量が決定していないため、浄水場の規模をどの程度にすべきか決定出来ない状況となっている。

松岡会長

(質問) 井戸水を使っている使用者は今回の料金設定に影響があるか。

(回答 事務局 田端課長) 井戸水に関しては今回の水道料金改定に影響はない。下水道使用料であれば、井戸水を下水道に流す場合は影響してくる可能性がある。

矢萩委員

(質問) 高齢者単身世帯というのは1か月あたりどの程度、水を使うのか。また、どのくらいの影響があるのか。

(回答 事務局 大嶋主幹) 厚労省からのデータだと、1か月あたり約7~8 m³程度となる。

(回答 事務局 田端課長) 基本水量の有無で影響が異なり、基本水量なしの方が利用者に説明しやすいが、基本水量維持の方が、高齢者単身世帯の負担を少なくすることが出来る。

【結果】

松岡会長

基本水量の10 m³/月を維持したパターン3で進めることで承認。今後はパターン3の精度を高め、使用水量に応じた料金表のチェック等を行うとともに、パターン3の基本料金1,280円に対し、さらに検証を深めるために基本料金1,290円/月若しくは1,300円/月のパターンを示し、次回以降で比較検討することとする。